

No. 11

制 度 名	機構集積支援事業	主管課名	農業経営課 基盤強化 G		
		問合せ先	029-301-3833		
目的・趣旨	農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいう。）による担い手への農地集積・集約化を促進するため、農業委員会がその関連する業務を適切に実施できるよう、交付金を交付する。				
〔対象団体〕 市町村農業委員会					
〔対象事業〕 機構集積支援事業 （1）農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 （2）農地の有効利用を図るための支援事業					
〔対象経費〕 次に掲げる活動に要する経費。 （1）農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 ・農地の利用関係の調整 ・農地の利用状況等の調査 ・農地等訴訟等事務処理 ・農地等の台帳の調査等 ・農地の権利移動・借賃等調査 など （2）農地の有効利用を図るための支援事業 ・農業委員等の資質向上のための研修の実施 ・その他（総会等の議事録の作成等） など					
〔補助限度額等〕 定額補助					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		定額	-	-	-
〔令和 7 年度当初予算額〕 63,117 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 44 団体（全市町村農業委員会）			
〔備考〕					